

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 解除予定の保安林にする旨の通知
昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号の
一部改正
- 県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事
業計画書の写しの縦覧
- 土地改良区の認可
- 港湾法による港湾隣接地域の指定についての
公聴会の開催
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の
一部を改正する規則
- 職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関
する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け
たので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
三十条の規定により告示する。

昭和四十年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷（国有林）（次の図
に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
鉱業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林
務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十五号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十五号(児童福祉施設設置費の保護単価について)の一部を次のように改正し、事務費に係る改正部分については昭和三十九年九月一日から、事業費に係る改正部分については昭和四十年一月一日から適用する。

昭和四十年二月二日

鳥取県知事 石 坂 二 郎

別表Iを次のように改める。

別表(一)

事務費の児童一人当りの保護単価表(月額)

施設区分	施設名	地域区分	寒冷地手当区分	算出上の所要単価		国の示す単価		設定保護単価	適用人員	備考
				一般分	寒冷地加	一般分	寒冷地加			
教 護 院	奨徳学校	乙	1級地	11,875	118	7,842	76	7,918	88人	
精神薄弱児施設	皆成学園	乙	"	8,404	82	8,036	71	8,107	120	
盲 児 施 設	積善学園	乙	"	10,585	104	10,241	82	10,323	30	
ろくろ児施設	積善学園	乙	"	7,862	77	8,041	56	7,918	90	
養 護 施 設	鳥取こども学園 青谷こども学園 因伯子供学園	乙	"	5,998	57	5,971	63	6,028	80	ただし、9月より11月までは7,342円とする。
		丙	"	7,364	71	6,911	79	6,982	30	
		乙	"	6,493	62	6,418	68	6,480	60	

乳 児 院	光徳子供学園 聖園天子園	丙 乙	" "	8,196 7,924	80 63	8,157 5,971	90 63	8,237 6,034	30 80	ただし、9月より11月までは7,342円とする。
精神薄弱児通園施設	若草学園 あかしや学園	丙 乙	" "	9,122 8,575	85 79	7,918 7,934	75 75	7,993 8,009	30 30	
	母子寮 (県措置分)	那家母子寮 郡赤崎母子寮	丙 丙	8,340 3,356	81 28	7,842 7,842	74 39	7,916 3,384	20 19	
母 子 寮 (市措置分)	鳥取母子寮 倉吉母子寮 米子東母子寮 米子西母子寮	乙	"	5,967	56	7,858	37	6,004	20	
		丙	"	6,557	61	7,842	33	6,590	11	
		乙	"	4,095	36	7,858	24	4,119	15	
		乙	"	4,306	39	7,858	20	4,326	18	

3 才 未 満 の 者 の 加 算 分 (月 額)

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備 考
養 護 施 設	鳥取こども学園	乙	2,484円	
	青谷こども学園	乙	2,479	
	因伯子供学園	乙	2,484	
	光徳子供学園	乙	2,479	
	聖園	乙	2,484	

経費の種目 種別	生活諸費	
	(日額)	
養護施設	163円87 内訳 { 飲食物費 122円03 日常諸費 41.84	
教護院	163円87 内訳 { 飲食物費 122円03 日常諸費 41.84	
精神薄弱児施設	163円87 内訳 { 飲食物費 122円03 日常諸費 41.84 (加算分) 重度精薄児加算費 80円	
盲児施設	163円87 内訳 { 飲食物費 122円03 日常諸費 41.84	
ろろあ児施設	163円87 内訳 { 飲食物費 122円03 日常諸費 41.84	
里親	(一般分) 163円87 内訳 { 飲食物費 122円03 日常諸費 41.84 (乳児分) 165円30 内訳 { 人工栄養費 123円46 日常諸費 41.84	

に

別表(中)

経費の種目 種別	生活諸費	
	(日額)	
養護施設	160円79 内訳 { 飲食物費 118円95 日常諸費 41.84	
教護院	160円79 内訳 { 飲食物費 118円95 日常諸費 41.84	
精神薄弱児施設	160円79 内訳 { 飲食物費 118円95 日常諸費 41.84 (加算分) 重度精薄児加算費 80円	
盲児施設	160円79 内訳 { 飲食物費 118円95 日常諸費 41.84	
ろろあ児施設	160円79 内訳 { 飲食物費 118円95 日常諸費 41.84	
里親	(一般分) 160円79 内訳 { 飲食物費 118円95 日常諸費 41.84 (乳児分) 162円22 内訳 { 人工栄養費 120円38 日常諸費 41.84	

を

乳 児 院	182円08 内訳 {人工栄養費 120円38 日常諸費 61.70}
母 子 寮	日常諸費 6円88 給食費 (保育室) 3才以上児 22円09 3才未満児 49.38
精神薄弱児通園 施設	59円74 内訳 {飲食物費 41円32 日常諸費 18.42}

期末一時 扶 助 費 (年額)	400円
-----------------------	------

を

乳 児 院	185円16 内訳 {人工栄養費 123円46 日常諸費 61.70}
母 子 寮	日常諸費 6円88 給食費 (保育室) 3才以上児 22円09 3才未満児 49.38
精神薄弱児通園 施設	60円77 内訳 {飲食物費 42円35 日常諸費 18.42}

期末一時 扶 助 費 (年額)	450円
-----------------------	------

に改める。 /

鳥取県告示第五十六号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十二月二日付で鳥取市倭文四一二番地四 加藤重蔵ほか四十九人の者から申請のあつた県営で行なう千代地区の区画整理事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
千代地区土地改良 (区画整理) 事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十年二月五日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所及び河原町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

東伯郡羽合町大字長瀬一、〇二四番地 足立積ほか十七人の者から申請のあつた羽合砂丘土地改良区の設立については、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十八号

田後港、鳥取港、赤碕港及び米子港に係る港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域の指定についての公聴会を開くので同法第三十七条の二第二項の規定によりその日時、場所及び港湾隣接地域に指定しようとする地域を次のとおり告示する。

昭和四十年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(第3種郵便物)

二 鳥取港

- 1 日時 昭和四十年二月十日午後一時から
- 2 場所 鳥取市賀露町 賀露漁業協同組合
- 3 港湾隣接地域に指定しようとする地域

(一) 西浜地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点 一 鳥取市賀露町西浜一、七五七の四五四地先西防波堤基部の点
- 二 基点 一から一八〇度〇〇分 三五、〇メートルの点 (賀露町西浜一、七五七ノ三〇〇地先無番地)
- 三 二から二四五度三〇分 四五五、〇
- 四 三から二五七度三〇分 八〇〇、〇
- 五 四から 〇度 〇分 四一、〇

(二) 浜坂地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点 一 鳥取市浜坂東浜一、三八九の一地先東側導流堤基部より七八度〇分一一八、〇メートルの点
- 二 基点 一から一八〇度〇〇分 五〇、〇メートルの点 (浜坂字東浜無番地)
- 三 二から二六三度三〇分 七五〇、〇

(第3種郵便物)

一 田後港

- 1 日時 昭和四十年二月九日午後一時から
- 2 場所 岩美郡岩美町 田後公民館
- 3 港湾隣接地域に指定しようとする地域

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 岩美郡岩美町田後字下屋敷五一一番地先第一防波堤基部

- 二 基点 一から二四四度四〇分 二〇、〇メートルの点 (田後字下屋敷五一一番地先無番地)
 - 三 二から一五三度一〇分 二八、〇
 - 四 三から二一四度一五分 一九、〇
 - 五 四から二三〇度〇〇分 一九、五
 - 六 五から一四八度三〇分 二五、〇
 - 七 六から一一五度〇〇分 四四、五
 - 八 七から 八八度〇〇分 五一、五
 - 九 八から 二一度五〇分 九、五
 - 一〇 九から 七六度〇〇分 七八、五
 - 一一 一〇から 八九度〇〇分 二四、〇
 - 一二 一一から 一七七度三〇分 七七、〇
 - 一三 一二から 九一度〇〇分 八二、五
- (字東屋敷七〇番地) 六八ノ一番地)
- (字向山北側六四ノ一地先無番地) 六九ノ二番地)
- (字才谷西側三九ノ一地先無番地) 六九ノ一番地)
- (三四ノ二番地) 東側 四ノ一番地)

(二) 八橋地区
 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点 一 東伯郡東伯町大字八橋茅町四八七番地先茅町川橋梁基部
- 〃 二 基点 一から二六九度二〇分 三〇、〇メートルの点 (八橋字茅町四九二番地)
 - 〃 三 二から三四三度〇〇分 四二、〇〃 (四九五番地)
 - 〃 四 三から二八六度一五分 五六、〇〃 (五〇三番地)
 - 〃 五 四から二六七度一五分 一七七、〇〃 (字東町北側一、四三八番地)
 - 〃 六 五から二四二度〇〇分 二五、〇〃 (一、四二二番地)
 - 〃 七 六から一八二度二〇分 四八、〇〃 (字仲町北側一、四七五番地)
 - 〃 八 七から二七三度三〇分 八四、〇〃 (一、四七八番地)
 - 〃 九 八から三五七度五〇分 五七、〇〃 (字西町北側一、五一二ノ一番地)
 - 〃 一〇 九から二七八度三〇分 一八七、〇〃 (字西町北側一、五一二ノ一番地)
 - 〃 一一 一〇から二二〇度二〇分 四六、〇〃 (一、五四一番地)
 - 〃 一二 一一から一八七度〇〇分 三一、〇〃 (一、五五六番地)
 - 〃 一三 一二から二七五度四〇分 六三、五〃 (一、五二二ノ一番地)
 - 〃 一四 一三から 五度四五分 四五、〇〃 (一、五二二ノ一番地)

- 〃 一八 一七から二六四度四〇分 一六、〇〃 (二、〇二九番地)
- 〃 一九 一八から三一三度四五分 七五、〇〃 (字東三軒屋一、六七五番地)
- 〃 二〇 一九から三〇二度一五分 一〇三、五〃 (一、六四八番地)
- 〃 二一 二〇から二九七度一五分 一二九、〇〃 (字西三軒屋一、六〇八番地)
- 〃 二二 二一から二六一度四五分 四八、五〃 (字塩屋一、五九八番地)
- 〃 二三 二二から二九四度三〇分 六七、五〃 (一、五七七番地)
- 〃 二四 二三から二五八度三〇分 六八、五〃 (一、五六〇番地)
- 〃 二五 二四から二七七度〇〇分 四二、〇〃 (字東条一、五四七ノ六番地)
- 〃 二六 二五から二九五度三〇分 八九、〇〃 (一、五四七番地)
- 〃 二七 二六から三一二度一五分 一七六、〇〃 (字中条北側 一、四二七番地)
- 〃 二八 二七から二七五度三〇分 九〇、〇〃 (一、三九七番地)
- 〃 二九 二八から二六一度四五分 一八一、五〃 (字西中条一、三三六番地)
- 〃 三〇 二九から二七六度四〇分 七二、〇〃 (一、三〇四番地)
- 〃 三一 三〇から二九六度四〇分 六二、五〃 (字針屋敷一、二二六番地)
- 〃 三二 三一から三三四度四五分 五四、〇〃 (字針屋敷一、二二六番地)
- 〃 三三 三二から三五七度二〇分 九三、〇〃 (一、二四六ノ一番地)
- 〃 三四 三三から三〇二度二〇分 三九、五〃 (一、二四六ノ一番地)
- 〃 三五 三四から二九四度〇〇分 一九三、〇〃 (一、二四六ノ一番地)

〃	一〇	〃	九から	九四度〇〇分	五九、〇	(〃	三ノ一、九四七番地)
〃	一一	〃	一〇から	八一度〇〇分	三七三、〇	(〃	字港沖一、六七五番地)
〃	一二	〃	一一から	二七度三〇分	六八、〇	(〃	一、六五七番地)
〃	一三	〃	一二から	一一六度三〇分	五一、〇	(〃	字新掘灘一、六五八番地)
〃	一四	〃	一三から	二〇三度〇〇分	四四、〇	(〃	一、六五四番地)
〃	一五	〃	一四から	一一一度一五分	六四、〇	(〃	一、六三八ノ一番地)
〃	一六	〃	一五から	一九度三〇分	四〇、〇	(〃	一、六四二番地)
〃	一七	〃	一六から	九三度四〇分	九〇、〇	(〃	字八百姫沖一、三七二番地)
〃	一八	〃	一七から	八〇度〇〇分	一三七、〇	(〃	字栗島山一、三二二番地)
〃	一九	〃	一八から	一七〇度二〇分	三〇、〇	(〃	一、三二三番地)

(二) 彦名東地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市彦名大字名明神港八一三番地先護岸終点

〃	二	〃	基点 一から	一度三〇分	二一、〇	メートルの点 (彦名字明神港八一三番地)	
〃	三	〃	二から	八八度三〇分	七六、〇	(〃	八一二番地)
〃	四	〃	三から	三四七度五〇分	六六、〇	(〃	一、三一五番地)
〃	五	〃	四から	八〇度三〇分	五〇、〇	(〃	八四七ノ三番地後)
〃	六	〃	五から	一六六度二〇分	七三、〇	(〃	八〇八番地)

四 米子港

- 日時 昭和四十年二月十二日午後一時から
- 場所 米子市仲町 米子市役所
- 港湾隣接地域に指定しようとする地域

(一) 彦名西地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市彦名大字大吉三、二五五番地先船入場護岸終点

〃	二	〃	基点 一から	一〇五度〇〇分	二〇、〇	メートルの点 (彦名字大吉灘三、二五五番地)	
〃	三	〃	二から	一九五度三〇分	八一、〇	(〃	三、二三八番地)
〃	四	〃	三から	九八度三〇分	六四、〇	(〃	三、二二九番地)
〃	五	〃	四から	一二八度三〇分	二五、〇	(〃	三、二二〇番地)
〃	六	〃	五から	一〇〇度〇〇分	五九、〇	(〃	字高瀬四ノ三、一七八番地)
〃	七	〃	六から	一五八度〇〇分	四四、〇	(〃	四ノ三、一七一番地)
〃	八	〃	七から	一〇三度一五分	二八四、〇	(〃	字乗越川三ノ一、九六三番地)
〃	九	〃	八から	一二三度〇〇分	七一、〇	(〃	三ノ一、九五八番地)

〃	一五	〃	一四から	二七三度三〇分	二三〇、五	(〃	字宮ノ下町一、五六〇番地)
〃	一六	〃	一五から	二五八度五〇分	二七、〇	(〃	一、六〇四番地)
〃	一七	〃	一六から	二八〇度四〇分	三一、〇	(〃	一、五六〇番地)

- 二 基点 一から一二度二〇分 五〇、〇メートルの点(灘町一四八番地)
 - 三 二から一二度三〇分 四九、〇
 - 四 三から九三度三〇分 九七、〇
 - 五 四から一〇一度〇〇分 一五七、〇
 - 六 五から一六一度三〇分 一六、〇
 - 七 六から一三四度四五分 五八、〇
 - 八 七から一七〇度一五分 六四、〇
 - 九 八から八九度〇〇分 三五、〇
 - 一〇 九から一六一度〇〇分 七、五
- (内町地区、西町地区)
- 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域
- 基点 一 米子市内町五の一六九番地先灘橋基部の点
 - 二 基点 一から一六五度一五分 三七、〇メートルの点(内町一七二ノ九番地)
 - 三 二から二一一度四五分 二四、〇
 - 四 三から一七五度三〇分 四九、〇
 - 五 四から九五度三〇分 二六、〇
 - 六 五から一六三度一五分 三九、〇
 - 七 六から一八二度〇〇分 二四〇、〇
- (西町六八ノ一番地)

- 八 七から九〇度二〇分 三四、〇
 - 九 八から一二五度〇〇分 二九、〇
 - 一〇 九から一八三度〇〇分 三〇、〇
- (久米町北地区)
- 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域
- 基点 一 米子市西町四二番地内護岸及び橋梁の交点
 - 二 基点 一から一八二度一五分 三〇、〇メートルの点(久米町八九番地)
 - 三 二から二五三度一五分 三一、〇
 - 四 三から一七五度一五分 四七、〇
 - 五 四から二〇〇度一五分 七四、〇
 - 六 五から二一二度〇〇分 九二、〇
 - 七 六から二一八度〇〇分 一二八、〇
 - 八 七から三〇八度三〇分 三〇、〇
- (久米町南地区)
- 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域
- 基点 一 米子市久米町二番二五三ノ一及び二五四ノ一の交点
 - 二 基点 一から 二三度三〇分 一〇、〇メートルの点(久米町二五四ノ一番地)
 - 三 二から一二九度四〇分 四二、〇
- (二五四番地)

- 〃 四 〃 三から一〇五度〇〇分 一〇四、〇〃 (二四五番地)
- 〃 五 〃 四から 八三度二〇分 三九、〇〃 (二四一ノ二番地)
- 〃 六 〃 五から 六七度四〇分 七四、〇〃 (二三八番地)
- 〃 七 〃 六から一五七度一〇分 三〇、〇〃 (二五三ノ二番地)

(九) 祇園町深浦地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市祇園町一丁目二番地第一橋梁基部の点

- 〃 二 基点 一から二〇二度三〇分 五九、〇メートルの点 (祇園町二五番地)
- 〃 三 〃 二から二四四度〇〇分 一一三、〇〃 (二六五番地)
- 〃 四 〃 三から二四九度四〇分 八八、〇〃 (二六二番地)
- 〃 五 〃 四から三三七度三〇分 三〇、〇〃 (二八ノ一番地)

(十) 祇園町南地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市祇園町二丁目二六〇の一番地先祇園町二丁目終点

- 〃 二 基点 一から 九二度二〇分 三〇、〇メートルの点 (祇園町二六二番地)
- 〃 三 〃 二から一六八度〇〇分 六五、〇〃 (二四九番地)
- 〃 四 〃 三から一七九度二〇分 一五九、〇〃 (二四一ノ二九地先無番地)
- 〃 五 〃 四から一八九度三〇分 一七八、〇〃 (二七ノ六一地先無番地)

- 〃 六 〃 五から一〇〇度三〇分 四三、〇〃 ()
- 〃 七 〃 六から一三九度五〇分 三九、〇〃 (二七ノ五九番地)
- 〃 八 〃 七から一八五度〇〇分 五二、〇〃 (四九番地)
- 〃 九 〃 八から二一三度二〇分 一五三、〇〃 (四一番地)
- 〃 一〇 〃 九から二六七度四五分 五七、〇〃 (三五番地)
- 〃 一一 〃 一〇から三五二度一五分 三〇、〇〃 (三三ノ一番地)

(出) 陰田地区

次の点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市陰田六一五番地の一陰田町境界点

- 〃 二 基点 一から一七二度一五分 二七、〇メートルの点 (陰田町三五番地)
- 〃 三 〃 二から二四六度〇〇分 七四、〇〃 (六一二ノ一番地)
- 〃 四 〃 三から二一四度〇〇分 九五、〇〃 ()
- 〃 五 〃 四から二〇三度五〇分 九七、〇〃 (六二四ノ一番地)
- 〃 六 〃 五から二一二度〇〇分 九四、〇〃 (六四七ノ一番地)
- 〃 七 〃 六から三〇〇度三〇分 一一五、〇〃 (六四九ノ四地先無番地)
- 〃 八 〃 七から二三九度一五分 七〇、〇〃 (六五〇地先無番地)
- 〃 九 〃 八から三三四度四〇分 三〇、〇〃 ()

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百四十五条第一項の規定に基づき次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年二月二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年二月十一日午前十一時から
鳥取市吉方 鳥取警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 八頭郡若桜町大字赤松一〇六一
自動車等運転者 中 鳥 寿 道
- 2 八頭郡若桜町大字赤松六三八
自動車等運転者 山 本 昭 義
- 3 鳥取市東品治町一六五の一
自動車等運転者 戸 田 恭 治

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年二月二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

- 4 気高郡鹿野町大字鹿野六四九
自動車等運転者 小 谷 勇
- 5 岩美郡福部村大字海士五二二
自動車等運転者 松 川 熊 雄
- 6 鳥取市覚寺四二五の一
自動車等運転者 西 村 満 雄
- 7 鳥取市槇原三五七
自動車等運転者 高 松 躬 行
- 8 八頭郡家町大字土師百井一九三
自動車等運転者 森 木 喜代春
- 9 倉吉市上井二丁目一の七
自動車等運転者 仲 豊 久

鳥取県人事委員会規則第三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事部局本庁の項の四等級の欄中「久松閣管理者」を「久松閣管理者 分 室 長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年二月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年二月二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

(2) 削除

第四条第一項中「警察官を除く。」を削る。
第五条第五項中「（警察官に採用されることとなる者を除く。）」を削る。

第二十一条第九号中「入校した者で、その給料月額が第三条第一項の規定により公安職給料表初任給基準表に定める給料月額に決定された場合においては、」を「入校した者については、」に改める。

別表第二の一の項中

